

事 務 連 絡
令和 8年 5月12日

大利根地区及び栗橋地区

理事・総代・施設管理人 様
その他取水関係者 様

羽生領島中領用排水路土地改良区

大利根地区の雑草刈払いによる減水のお知らせ

日頃、本土地改良区の事業運営に対し、格別なるご理解ご協力をいただきますことに深く感謝いたします。

さて、来る6月7日（日）及び8月23日（日）、大利根地区の広範囲において水路雑草刈払いが予定されていることから下記の要領にて本土地改良区の水路にて減水を実施いたします。お手数ですが、関係者の皆さまへ周知されたくお取り計らい願います。

記

1. 減水対象水路 島中領幹線用水路
(これより分水される川辺領用水路、東川用水路、新元和川用水路、元和川用水路、三尺用水路等が主に減水されます)
2. 減水期間 令和8年6月 6日（土）12:00 より
翌 7日（日）12:00 まで
令和8年8月22日（土）12:00 より
翌23日（日）12:00 まで

※当該操作は、上記日時に水源である埼玉用水路起点（行田市内）における分土工を操作調整します。

※減水期間終了後は、取水計画に従い当初計画した取水量に復帰いたします。

※台風接近等による豪雨又はその他の事由が生じた場合、予告なく変更する場合がありますのでご承知おき願います。

※当改良区ホームページもご覧ください。 URL <https://www.hanyuryo.com>

◎ご不明な点の問い合わせ先

羽生領島中領用排水路土地改良区
管理課 TEL0480-53-3888